

令和6年度 沖縄県 失語症者向け意思疎通支援事業
支援者養成講座

実 施 要 項

1. 目 的 :

失語症のある人の日常生活上の困難さを理解し、正しい知識と適切な会話技術を活用して、失語症のある人のコミュニケーションと社会参加を支援できる意思疎通支援者を養成し、その活動によって失語症のある人の福祉増進を図ることを目的とする。

2. 名 称 : 令和6年度 沖縄県失語症者向け意思疎通支援者 養成講座

3. 主 催 : 沖縄県

4. 実施主体 : 一般社団法人 沖縄県言語聴覚士会

5. 協力団体 : デイサービスくばの葉、デイサービスくばごころ

6. 開催期間 : 令和6年7月6日 ~ 11月16日 (第1・3土曜日※8月24日のみ第4土曜日)
(天候や感染症流行等により延長する場合あり)

7. 受講対象者 : 失語症のある人の生活や福祉に関心と熱意があり、次の要件を備えている方

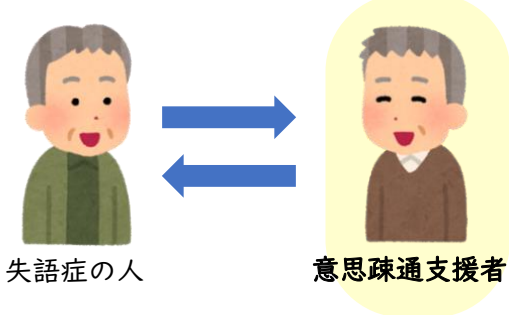
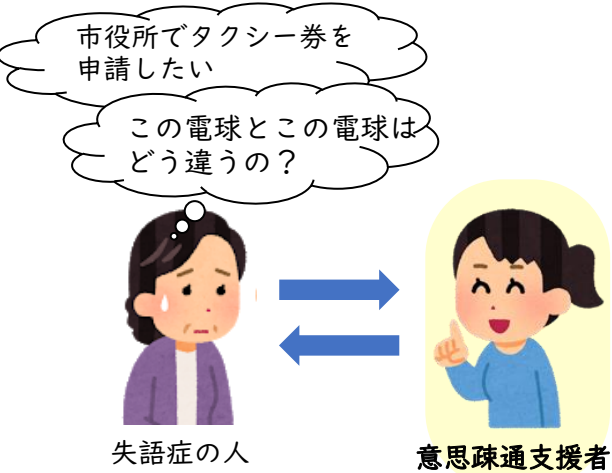


- (1) 沖縄県内に在住・在勤・在学している方
 - (2) 令和6年4月1日現在、18歳以上の方
 - (3) 講座修了後に「失語症者向け意思疎通支援者」として沖縄県内で活動できる方
 - (4) 全日程の8割以上に出席が可能な方
 - (5) 天候や感染症の流行等による講座の中止や日程変更を了承いただける方
 - (6) 受講中の感染予防に協力できる方 (感染リスクの高い場所に出向かない等)
 - (7) 受講について所属施設の管理者の承認が得られる方
- ※すでに言語聴覚士である方、その養成課程にある方は参加できません

8. 学習の基本事項 :

- (1) 失語症のある人の日常生活や支援のあり方を理解する
- (2) 失語症のある人との1対1、または集団でのコミュニケーションを行うための技術を身につける
- (3) 失語症のある人の日常生活上の外出(買い物・病院受診・役所での手続き等)に同行して意思の疎通を支援するための、最低限必要な知識及び技術を習得する

9. 支援の例 : 裏面に記載

<支援の例>

 <p>失語症の人</p> <p>意思疎通支援者</p>	<p>会話の支援①</p> <p>意思疎通支援者は、適切な会話技術を用いて失語症の人の思いを引き出し、また、失語症の人に情報をわかりやすく伝えます。大人どうしの対等な関係を大切にしながらコミュニケーションを支援します。</p>
 <p>市役所でタクシー券を申請したい</p> <p>この電球とこの電球はどう違うの？</p> <p>失語症の人</p> <p>意思疎通支援者</p>	<p>会話の支援②</p> <p>意思疎通支援者は、会話技術を使って失語症の人の希望や疑問、言いたいことをくみ取ります。</p> <p>外出同行支援</p> <p>必要な時は一緒に外出します。外出先で人と会話すること、公共交通機関を利用すること、新しい場所へ行くことなどを支援します。</p>
 <p>失語症の人</p> <p>意思疎通支援者</p> <p>会話の相手</p>	<p>会話の相手との橋渡し①</p> <p>意思疎通支援者は、失語症の人が言いたいことを、代わりに会話の相手へ伝えます。</p>
 <p>失語症の人</p> <p>意思疎通支援者</p> <p>会話の相手</p>	<p>会話の相手との橋渡し②</p> <p>意思疎通支援者は、会話の相手が話した内容を、会話技術を用いて失語症の人へわかりやすく伝えます。</p>

失語症とは？

- ・脳卒中（脑梗塞、脳出血、くも膜下出血）や頭部外傷によって、ことばに関わる脳の領域が損傷を受け『聞く・話す・読む・書く』ことが不自由になった状態です。
- ・失語症のある人は日常的なコミュニケーションがとりづらいために社会的に孤立する場合も多く、ご本人と他者をつなぐ（意思疎通を支援する）人材が求められています。

